

勧誘方針

当社は、「金融商品の販売等に関する法律」第9条に規定する「勧誘方針」を下記の通り定め、この勧誘方針に基づいて、投資信託、投資一任契約の勧誘を行います。

1. 勧誘の対象となる者の知識、経験及び財産の状況に照らして配慮すべき事項

- ・ 当社は、お客様の投資経験、知識、投資目的、資力、財産の状況等を十分に把握したうえ、商品内容やリスク内容等の適切な説明を行ない、お客様の意向と実情に適合した投資信託、投資一任契約をご提供するよう努めています。

2. 勧誘の方法及び時間帯に関し勧誘の対象となる者に配慮すべき事項

- ・ 勧誘に当たっては、常にお客様の信頼の確保を第一義とし、法令・諸規則等を遵守し、且つ、合理的な根拠に基づいた、お客様本位の勧誘を行なうよう努めています。
- ・ 当社では、電話や訪問による勧誘は、お客様のご迷惑となるような時間帯には行ないません。勧誘に際しご迷惑が生じた場合には、その旨を担当部責任者またはフリーコール(0120-00-8051)までご連絡ください。

3. その他勧誘の適正の確保に関する事項

- ・ 当社では、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律及び投資信託協会ならびに日本証券投資顧問業協会の諸規則その他関係法令・諸規則等を遵守し、適切な勧誘が行なわれるよう、内部管理体制の強化に努めています。
- ・ 当社においては、お客様の判断と責任において取引が行なわれるよう、適切な情報提供に努めています。
- ・ 当社の役職員は、お客様の信頼と期待を裏切らないよう、常に知識技能の修得、研鑽に努めています。
- ・ 当社では、不適切な勧誘が行なわれることのないよう、役職員に対し十分な社内研修を行なっております。お客様のお取引について、お気づきの点がありましたら、担当部責任者またはフリーコール(0120-00-8051)までご連絡ください。

以上

2011年6月1日改正